

堺市障害者自立支援協議会 地域生活支援部会

平成25年度まとめ

1. 昨年度までの経緯

地域生活支援部会が設置されてから、今年度で5年目となった。この間初年度に話し合った課題をもとに検討を重ねてきたが、制度が変わりゆくなかで現場の課題認識との間にズレが生じてきたこと、また、これまでの部会の進め方は、1つのテーマにつき1回の議論に限られてきたため、課題をより深めていくことが難しいといった意見があり、今年度は検討するテーマを新たにし、各区障害者自立支援協議会や障害当事者部会から挙げられた課題の中から3つのテーマに絞ることとした。

2. 今年度のテーマ

第1回	6月21日（金）	：	「指定相談支援①」＋「高齢者支援①」
第2回	8月30日（金）	：	「金銭管理」＋「高齢者支援②」
第3回	10月18日（金）	：	「指定相談支援②」＋「高齢者支援③」
第4回	1月17日（金）	：	「高齢者支援④」

「指定相談支援」については2回開催とし、金銭管理については昨年度からの継続テーマということで1回の開催。「高齢者支援（介護保険への移行）」については、各回において南区障害者自立支援協議会での議論を報告したうえでの1回開催とした。

3. 委員数の見直しとテーマに合わせたゲストの出席について

区の協議会からの参画については、これまで3区のみであったが、各区が主体的に意見を出せるよう、今年度から全区の協議会から参画してもらうこととした。また、テーマごとに課題に関連するゲストに出席してもらい、より議論を深めていくことができるような形で進めることとした。

4. 議論の要旨

(1) 指定相談支援について

(別紙に記載)

(2) 金銭管理について

◎昨年度の議論

①登録型生活支援員へのサポート

日常生活自立支援事業の件数増加に向けて導入されている登録型生活支援員のスーパーバイズについては、自立支援協議会として協力できる部分もあるのではないか。

②就労ケースへの対応

一部利用者については時間外勤務により対応しているが、今後に向けてはシフト制の導入な

どの検討が必要ではないか。

③NPO法人等へのチェック機能

NPO法人等が独自に行っている金銭管理を利用しているケースも増えており、そういった所に対するチェック機能についても検討していく必要がある。

※この中で、今年度は③を中心に継続して検討するに至った。

◎今年度の議論

○ゲスト

ゆずの佳

- ・ 日常生活自立支援事業の順番待ちや入院・入所中のケース、債務があるケースなど、日常生活自立支援事業が利用できないケースに出会うことが多い中、金銭管理の課題をクリアすることが生活の見通しにつながるため、独自に金銭管理に取り組むに至った。基本的には社会福祉協議会に引き継ぐまでの間の支援として実施。

かなびの丘

- ・ 金剛コロニー入所者に対する金銭管理についてNPO法人を立ち上げて移行。約500名の入所者に対する金銭管理を施設からの委託契約という形で請け負うことに。そのほか、金剛コロニーを退所して各地域の施設に移った方への支援、法人後見などに取り組んでいるところ。

○議論の内容

- ・ 現に日常生活自立支援事業において支援を受けている利用者以外にも事業利用に至っていない利用者があり、相談支援事業者やグループホームをはじめとした障害福祉サービス事業者が金銭管理に携わっているケースがみられる。
- ・ 具体的には、関係者による支援があることで日常生活自立支援事業の優先順位が低くなっている方、緊急の対応が求められる方、きめ細やかな支援が必要な方、時間外対応が必要となる就労している方、身体障害により入出金が難しい方など。
- ・ これらの利用者に対して何らかの形で金銭管理を始めているのが「かなびの丘」や「ゆずの佳」であるが、これ以外にも、あらゆる所で金銭管理が行われているものと考えられる。しかし、日常生活を支援しながら金銭管理を行うことについては、権利侵害につながる危険性もある。

こういった状況の中で、今後も日常生活自立支援事業が対応できる範囲を広げていくことや成年後見制度の積極的な活用を進めていくことはもちろんのことであるが、「日常生活自立支援事業と民間の取り組みの棲み分け」や「民間の金銭管理を利用する人や支援する人を守る仕組み」について、引き続き検討をしていく必要があることを確認した。

(3) 高齢者支援（介護保険への移行）について

平成24年度の各区障害者自立支援協議会で議論された中で、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時に様々な問題が生じていることが挙げられており、今年度においては、南区障害者自立支援協議会において事例をもとに課題検討を行うとともに、地域生活支援部会においても集中して議論することとした。

◎南区における事例検討からみえる介護保険移行時の課題を踏まえた意見交換

○制度移行の周知について

市からの案内文は60日前に送付される一方で、申請は90日前から可能であり、より早く、丁寧な周知が必要である。

＜利用者に向けて＞

- ・ 1年前の障害福祉サービス更新時に調査員などが説明できないか。
- ・ できるだけ早く申請ができるよう、案内文は90日前の送付が望ましいのではないか。
- ・ 利用者へ送付される書類が多く、気づきにくさや分かりにくさがある。

＜障害福祉サービス事業者に向けて＞

- ・ 南区では来年度、事業所に向けて周知を図ることで、できるだけ早い段階での申請や、基幹型包括支援センターをはじめとした関係機関への相談につなげていきたいと考えている。また、周知の効果もみて南区に限らない取り組みとしていく必要があるのではないか。

○相談支援との関係について

障害者への相談支援が充実していくことで、介護保険移行時の支援もよりスムーズになる。

○移行事例の積み重ねと共有の必要性について

- ・ 介護保険の側から見ても障害者支援は非常に個別性が高く、普遍化することの難しさがあるが、本人のニーズに基づいたコーディネートについて、障害福祉関係者が基幹型包括支援センター等との連携を密にする中で実績を積み上げていくことが重要である。
- ・ 相談支援専門員をはじめ障害福祉関係者が介護保険についての理解を深めていく必要があるのではないか。
- ・ 日常の連携を重ねるとともに、積み上げた事例を共有していく場を設けることも必要ではないか。